

■欧州：欧州委員会は 20 カ国に対し EU エネルギー法令の履行を要求

欧州委員会は 2010 年 6 月 24 日、加盟国に対して、EU の電力・ガス市場関連法令の適正な履行を求める「理由付き意見書」を送付することを決定した。同意見書が送付される加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、ドイツ、スペイン、フランス、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、スウェーデン、英国の 20 カ国に上る。対象となる法令は、国際電力取引規則（2003 年）、国際ガス取引規則（2005 年）であり、一部加盟国については、改正電力自由化指令（2003 年）、改正ガス自由化指令（2003 年）も対象とされる。電力分野に関する主な指摘事項として、系統運用者による情報提供や送電系統容量の割当が不十分であること、系統運用者と規制機関の国際的な協調・協力が不十分であること、法令違反に対する罰則が曖昧であること、需要家の係争処理手続きが不十分であることなどが挙げられている。意見書を受け取った加盟国は、2 カ月以内に、欧州委員会に対して回答を提出しなければならない。もし、加盟国の回答が納得に足る十分な内容でない場合、欧州委員会は加盟国を欧州司法裁判所へ提訴することができる。